# 広域行政と関西広域連合の在り方についての提言(案)

複雑多様化する住民ニーズに応え、魅力ある地域づくりを進めるためには、 住民に身近な地方自治体が自らの権限と財源で必要な施策を展開することが求 められる。また、広域化する行政課題に的確に対応するためには、複数の自治 体による広域的な取組が求められている。

関西広域連合は、こうした地方分権改革の推進や関西全体の広域行政を担う 責任主体づくり、さらには国と地方の二重行政を解消し、国の出先機関改革に 伴う権限移譲の受け皿となることをねらいとして設立された。

しかしながら、この広域連合の設立に対しては、屋上屋を重ね、国、広域連合、都道府県、市町村という非効率な構造となること、構成府県市間の利害調整が困難であること、大都市偏重となるおそれがあることなどの問題点が、設立当初から指摘されてきた。

さらに、政府は、将来の統治機構の在り方として「道州制」を目指すとしていることから、関西広域連合設立の目的の一つである国出先機関の丸ごと移管については、その実現可能性を疑問視せざるを得ない。

本委員会としては、このような問題点や国の動向等を踏まえ、関西広域連合の運営と本県の関わりを検証し、広域行政の望ましい在り方を考える必要があるとの認識の下、調査を進めてきた。

その課程においては、参考人の招致、関係機関との意見交換、委員間討議を 積極的に実施するなど、多面的な調査研究を行ってきたところであり、この度、 委員会としての意見を集約したので、次のとおり提言する。

平成 25 年 3 月 15 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県議会地方分権・広域連合対策特別委員会 委員長 小 寺 裕 雄

### 1 広域行政の在り方

## (1) 道州制の議論への対応

関西広域連合は、構成府県市間の利害が対立する課題に直面した場合に調整機能を発揮できないことや構成府県市との役割と責任の分担が不明確であること等の問題があり、これらを解決した広域の行政主体を確立しようとすれば、道州制の導入が必要との指摘がある。

現政権下では、今後、この道州制の議論が進むと思われるが、仮に道州制が実現するにしても、これを単なる都道府県の合併に終わらせてはならず、住民本位の地方分権改革の一環として実現されることが必要であり、地方への権限と財源の確実な移譲を伴うものでなければならない。

県は、道州制の導入による住民生活の影響や道州制の議論への対応について検討すべきである。

## (2) 広域連携の推進

関西広域連合がそのまま道州制に移行するものではなく、また、道州制の下での国と地方の役割分担や新しい地方のフレームが見えてこない現時点においては、道州制に関する検討を進めつつ、既存のフレームの中での自治体間の有効な広域連携を築いていく必要がある。

広域的な課題については、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置するという本県の特性を生かした施策を戦略的に推進することが必要であり、そのためには、本県にとってメリットのある分野は関西広域連合を活用しながら、それに偏重することなく、課題ごとに、必要に応じて関係府県との連携を選択することが必要である。

### 2 関西広域連合

### (1) 関西広域連合の在り方の見直し

関西広域連合設立の大きな目的の一つである国出先機関の丸ごと移管については、政権交代後の現状では、その実現可能性を疑問視せざるを得ない。部分的な権限移譲を検討することも含め、具体的に何を求めるのかを整理するとともに、広域的な事務・権限の受皿としての在り方を見直し、その存在意義と役割を改めて明確にすべきである。

# (2) 関西広域連合の事務

関西広域連合が関与する広域課題は、県議会が平成23年決議第4号を 議決した後も拡大を続け、原発再稼働問題などにも及んでいる。関西広 域連合規約第4条第1項第9号に規定する構成団体間の企画調整事務は、 例外的なものと解すべきであり、こうしたことからこれらの事務は不適 切ではないかとの意見もあり、改めて同決議の趣旨に沿った対応を求め る。

また、関西広域連合と近畿ブロック知事会が取り扱う案件を整理し、明確にすべきである。

# (3) 事業効果の検証と見直し

設立後の実施事務の事業効果や費用対効果、参加によるメリットやデメリットについては、議会に示された判断材料が少なく、全体的な検証や比較の議論ができない。事業効果等を検証し、必要な見直しを加えるとともに、議会への報告と県民への説明責任を積極的に果たすべきである。

#### (4) 意思決定の在り方

本県の県益を確保するためには、全会一致の連合委員会制度、いわゆる拒否権は堅持しなければならない。理事会制の導入を内容とする規約の改正は、容認できない。

## (5) 部分参加への移行

関西広域連合への参加形態については、本県にとって有益な広域行政 を推進する観点から、メリットのある行政分野への部分参加への移行も 視野に入れて見直す必要がある。